

いじめ防止基本方針

1（目的）

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「いじめ防止法」という）第13条の規定により、千葉県立千葉工業高等学校全日制の課程における、いじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの措置をいう。）の対策を効果的かつ具体的に推進するために策定するものである。

2（定義）

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【注】この定義は、いじめ防止法第2条の規定を準用する。その場合において、いじめ防止法第2条中「児童等」とあるのは「生徒」と読み替える。

3（いじめの理解）

いじめについて理解する上で、以下のことについて留意する。

- どの生徒にも、どの学校にも起こり得る。
- 多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。
- 被害・加害の二者関係だけでなく、集団の中における「観衆」「傍観者」の存在に注意を払う。

4（いじめ防止等対策のための組織）

いじめ防止法第22条に規定する組織として、学校におけるいじめ防止等に関する対策・措置等を実効的に行うための組織を次のとおり設置する。

（1）名 称：いじめ防止等推進委員会（A 委員会）

いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議（B 委員会）

（2）構成員：◎校長，○教頭，△生徒指導主事，各学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー、教育相談担当者

（3）備 考：

- ① 事務的業務は、◎教頭，○生徒指導主事，各学年主任，教育相談担当者，養護教諭が行う。
- ② 「B 委員会」は、「A 委員会」の構成員を基本とし、生徒指導部，担任，工業科長，各分掌主任の他，必要に応じ保護者代表（PTA役員）及び関係する職員，専門的な知識又は経験を有する方が参加する。
- ③ 校長の判断により、基本方針の目的を推進するために必要な場合は、適宜、構成員として依頼することができるものとする。（定時制の課程との合同委員会を含む。）

5（いじめの判断等）

個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、当該生徒の立場に立って行う。当該生徒が否定する場合も踏まえ、当該生徒の周辺の状況等を客観的に確認するなど、きめ細かく対応して判断する。

いじめの認知は、いじめ防止等対策のための組織を活用して行う。

6 (地域や家庭との連携)

社会全体で生徒を見守り、健全育成を促すため、学校と地域、家庭との連携構築を図る。ミニ集会等を活用して、いじめ問題について協議し、地域、家庭と連携した対策の推進を図る。

7 (関係機関との連携)

いじめ問題への対応・指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などは、千葉県千葉中央警察署、千葉市中央児童相談所等の関係機関との適切な連携を図る。また、事案によっては、学校問題解決支援チームの支援依頼も検討する。

特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、千葉県千葉中央警察署と適切に連携する。

8 (組織的な指導体制と職員研修)

いじめ問題を特定の教職員が抱え込まず、教職員全体で対応する。

いじめの理解を深め、生徒相互に尊重し合える態度や人間関係を構築し、いじめを許容しない雰囲気形成できる集団づくりに学校全体で取り組む。道徳の時間、心豊かに生きる力を育成する取組等の内容を充実し、社会性、規範意識などを醸成する教育活動を推進する。

いじめ防止等の指導を効果的・実効性のあるものとするため、専門家等の外部人材を活用するなどし、教員研修を行い、指導力の向上を図る。

9 (学校評価等)

いじめ防止等に関する取組状況を学校評価に設定し、定期的な見直し、改善を行う。

10 (いじめ防止等のポイント)

(1) いじめの防止

- いじめの未然防止に、全教職員が協力して取り組む。
⇒ いじめはどの生徒にも起こり、どの生徒も被害者・加害者にもなり得る。
- 生徒同士や教職員との円滑な人間関係、信頼関係の構築。安心・安全な学校生活の確保。生徒が主体的に参加・活躍できる授業づくり、学校づくりを推進する。
⇒ 集団の一員としての自覚や自信を育成し、相互に認め合える人間関係・学校風土を創出する。
- 未然防止の取組を定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を行う。
⇒ 生徒の実態に応じた、効果的、実効性のある取組を推進する。

【具体的な措置】

① いじめについての共通理解

- ⇒ □ いじめの態様や特質、指導上の留意点等について、職員研修等を活用して、教職員全員の共通理解を図る。
- ⇒ □ 全校集会やホームルーム活動等を活用し、日常的に「いじめは絶対に許されない」との雰囲気の醸成する。
- ⇒ □ いじめ撲滅等のポスターなどを掲示し、学校全体で啓発活動を行う。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ⇒ □ 道徳教育，人権教育の充実，体験活動の推進により，生徒の社会性を育む。
- ⇒ □ 社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ⇒ □ 自分と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ⇒ □ 自他の意見の相違を建設的に調整し解決する力や，自分の言動が相手等に与える影響を判断して行動できる力等，他者とのコミュニケーションを図る能力を育成する。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ⇒ □ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを推進する。
- ⇒ □ 生徒がストレスを感じた場合，相談室の活用等，適切に対処できる力を育成する。
- ⇒ □ 教職員の不適切な言動が，生徒を傷つけたり，いじめを助長することに繋がることを意識し，指導には細心の注意を払う。
- ⇒ □ 障害（発達障害を含む）については，適切に理解した上で生徒に対する指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ⇒ □ 全ての生徒が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し，自己有用感を高められるように努める。
 - △ 全ての生徒が認められている，満たされているという思いを抱くことができるよう配慮する。
 - △ 家庭や地域の人々などにも協力を求め，多くの人々から認められているという思いを抱けるよう工夫する。
- ⇒ □ 生徒が達成感を実感できるような機会を設けるなどし，自己肯定感を高められるように努める。
- ⇒ □ 自己有用感・自己肯定感は，発達段階に応じて身に付いていくことを踏まえ，異校種間等での適切な連携を図る。

⑤ 生徒自らがいじめについて学び，取り組む

- ⇒ □ 生徒が，いじめ問題について主体的に学び，考え，いじめ防止を訴えるような取組を推進する。

(2) 早期発見

- 些細な兆候でも，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを隠したり軽視することなく，積極的に認知する。
 - ⇒ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。
 - ⇒ 暴力を伴わないいじめの発見や早期対応は難しい。
 - ⇒ (暴力をふるう)グループ内で行われるいじめは，被害者から訴えが無かったり，周囲の生徒も教職員も見逃しやすい。
- 教職員間で積極的に生徒の情報交換を行い，情報共有を図る。
 - ⇒ 日ごろから，生徒との信頼関係の構築等に努め，小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

【具体的な措置】

① いじめの実態把握に取り組む

- ⇒ 定期的なアンケート調査や教育相談（スクールカウンセラー等の周知）の実施
- ⇒ 家庭や地域との密接な連携
- ⇒ 生徒の休み時間等日常の雑談や様子に目を配り、小さな変化等を見逃さず、打合せ等の時間を活用し、教職員間の情報交換や情報共有を図る。

(3) いじめに対する措置

- いじめを発見、相談・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - ⇒ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携を図りながら、対応する。
 - ⇒ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
 - ⇒ いじめ行為の謝罪や責任を形式的に問うことを主眼とせず、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いて指導する。
- 関係する生徒等の個人情報の取扱等、プライバシーには十分に留意して対応する。

【具体的な措置】

① いじめの発見、相談・通報を受けたときの対応

- ⇒ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ⇒ いじめ（と疑われる行為）の相談や通報があった場合、真摯に傾聴し、具体的な行為について記録する。
- ⇒ 発見、相談・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「A 委員会」に情報を共有する。
- ⇒ 「A 委員会」は、関係者とともに速やかにいじめの事実の有無について確認を行う。
- ⇒ 学年主任（クラス担任）は被害・加害生徒の保護者に連絡し、家庭訪問を行うなど、事実確認の結果を説明する。併せて、校長（教頭）は、必要があると判断した事案について、県教育委員会に報告する。
- ⇒ 被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ⇒ 十分な指導効果を上げるのが困難な場合は、関係機関・専門機関と相談して対処する。
- ⇒ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、千葉県千葉中央警察署と相談して対処する。

② 被害生徒又はその保護者への支援

- ⇒ 「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ⇒ （被害生徒の）保護者との連絡を密にし、秘密を守ることを伝え、できる限りの不安を除去し、被害生徒の安全を確保する。
- ⇒ 被害生徒が信頼している友人等や、状況に応じては心理・福祉関係等の外部専門家の協力を得ながら、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

⇒ □いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

③ 加害生徒への指導又はその保護者への助言

⇒ □必要に応じて、外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。

⇒ □（加害生徒の）保護者に事実関係を説明し、理解や納得を得ながら、連携して以後の対応を適切に行うことができるように協力を得る。

⇒ □いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な助言を行う。

⇒ □いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、加害生徒自身の行為の責任を自覚させる。

⇒ □加害生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向ける。

⇒ □いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮の下、警察等との連携の措置も含め、毅然とした対応をする。

⇒ □懲戒を加える際には、教育的配慮に留意し、加害生徒が自身の行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

⇒ □いじめ行為をはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。

⇒ □いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

⇒ □いじめを止めることはできなくても、教員等・保護者等、誰かに知らせる勇気を持つ大切さを理解させる。

⇒ □ホームルーム活動等を活用し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育成する。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

⇒ □青少年ネット被害防止対策事業（千葉県・県民生活課）等と連携し早期発見に努める。

⇒ □被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなどの必要な措置をとる。

→ △必要に応じて千葉地方法務局（千葉市中央区中央港 1-11-3）の協力を求める。

⇒ □被害生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、千葉県千葉中央警察署（千葉市中央区中央港 1-13-1）に通報し、適切に援助を求める。

⑥ いじめの解決

⇒ □加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで解決としない。

⇒ □当事者が所属する集団の人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動へと踏み出せるようになって解決とする。

1.1（重大事態への対処）

「重大事態」の基準

○ 「重大事態」とは、以下のことをいう。

⇒ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

⇒ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀

なくされている疑いがあると認めるとき。

- 【注】・「重大事態」については、いじめ防止法第28条第1項各号の規定を準用する。その場合において、同規定中「児童等」とあるのは「生徒」と読み替える。
- ・「相当の期間」とは年間30日を目安とする。

(1) 事実関係を明確にするための調査

○ 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、「B 委員会」を設置し、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

① 「重大事態」の把握・報告

- ⇒ □ 「重大事態」が疑われる事案情報を把握した場合には、速やかに「B 委員会」を設置し、適切な方法により、「重大事態」の基準に照らした判断を行う。
- ⇒ □ 校長（教頭）は、「重大事態」と認められる事案については、速やかに県教育委員会に報告する。報告は、「緊急対応マニュアル（事故等）」（全日制の課程）の連絡体制を参考にし、要点を整理し、簡潔に行う。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

- ⇒ □ 校長（教頭）は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合、県教育委員会と連携して対応する。
- ⇒ □ 調査を行うに先立ち、被害生徒又は保護者に提供する場合があることを踏まえ、調査対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- ⇒ □ 必要に応じて、千葉県中央警察署等の関係機関・専門機関に相談・連絡し、連携して対応する。

③ 留意事項

- ⇒ □ 関係のあった生徒や保護者への心のケア、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- ⇒ □ 事実に基づいた一貫した情報発信、個人のプライバシーへ配慮する。

☆ 自殺の背景調査

- ① 生徒が自殺した場合、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ② いじめが要因として疑われる場合の背景調査は、いじめ防止法第28条第1項に定める「事実関係を明確にするための調査」（本校基本方針11の（1））に相当する。

死亡した生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら実施する。

(2) 調査結果の提供及び報告

学校は、事実関係を明確にするための調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情

報を適切に提供するものとする。

【注】いじめ防止法第 28 条第 2 項の規定に準じる。

① 調査結果の提供

- ⇒ 当該調査によって明らかになった事実関係（いつ、誰から、どのような態様で、学校はどのように対応したか）について、被害生徒・保護者に対して説明する。
- ⇒ 被害生徒・保護者に対する説明は、適時・適切な方法で、経過報告に努め、学校の対応に理解・協力を得られるように努める。
- ⇒ 情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ってはならない。

② 調査結果の報告

- ⇒ 調査結果については、千葉県知事に報告する。
- ⇒ 当該調査によって明らかになった事実関係を説明した結果、被害生徒又はその保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受けて、調査結果の報告に添えて千葉県知事に送付する。

1.2（再調査及び措置への協力）

千葉県知事が、いじめ防止法第 30 条第 2 項で規定する調査（「再調査」という。）を行うことを決定し、再調査を行う場合及び再調査の結果を受けた措置を講ずる場合には、県教育委員会と連携を図り、できる限りの協力をする。

【参考】いじめ防止法第 30 条第 2 項

「(重大事態が発生した旨の) 報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。」